

判決年月日	平成26年5月26日	担当部	知的財産高等裁判所 第2部
事件番号	平成25年（行ケ）第10248号		
○名称を「排気ガス浄化システム」とする特許発明についての特許出願査定不服審判請求に対する不成立審決の取消訴訟において、審決の引用発明の認定に誤りがある結果、相違点の認定にも誤りがあり、正しい引用発明を前提とすると、新規性がないとした審決の判断は誤りであり、かつ、正しく認定した相違点を前提とした場合に、相違点に係る構成を容易に想到できたものとはいえないとして、独立特許要件（新規性、進歩性）を欠くとして補正を却下した審決を取り消した事案。			

（関連条文） 特許法17条の2第6項、126条7項、29条1項3号、同条2項

1 事案の概要

本件は、名称を「排気ガス浄化システム」とする特許発明についての特許出願拒絶査定不服審判請求に対する不成立審決の取消訴訟である。

争点は、補正についての独立特許要件（新規性及び進歩性）の有無である。具体的には、①引用発明の認定の誤り、②相違点の認定誤り、③新規性判断の誤り、④相違点に係る進歩性判断の誤りである。

審決は、引用発明の認定について、「(省略)・・・排気ガス浄化装置であって、排気ガスの酸素濃度が高い酸素過剰雰囲気では NO_x を上記 NO_x 吸収材に吸収させ、理論空燃比近傍または空気過剰率 $\lambda \leq 1$ でのリッチ燃焼運転時には NO_x 吸収材から NO_x を放出させ、排気制御手段8で NO_x 吸収材と貴金属を含む排気ガス浄化用触媒1の入口側の排気ガスの酸素濃度は2.0%以下に制御され、HCが部分酸化されて活性化され NO_x の還元反応が進み易くなり、結果的にHC及び NO_x 浄化率が高まる、排気ガス浄化装置。」と認定した。これに対し、原告は、審決は、触媒にCe-Zr-P複酸化物を含むことを認定しておらず、引用例記載の発明の特徴、発明特定事項が含まれていないとして引用発明の認定には誤りがあると主張した。

2 判断

本判決は、概要、以下のとおり判示し、本件審決を取り消した。

(1) 引用発明の認定について

特許法29条1項3号に規定されている「刊行物に記載された発明」は、特許出願人が特許を受けようとする発明の新規性、進歩性を判断する際に、考慮すべき一つの先行技術として位置付けられるものであって、「刊行物に記載された発明」が特許公報である場合に、必ず当該特許公報の請求項における発明特定事項を認定しなければならないものではない。一方で、「刊行物に記載された『発明』である以上は、「自然法則を利用した技術的思想の創作」（特許法2条1項）であるべきことは当然であって、刊行物においてそのような技術的思想が開示されているといえない場合には、引用発明として認定することはできない。

引用例に記載された発明（甲1発明）における、排気ガスの酸素濃度が低下したとき（リッチ燃焼運転時）に、「HCが部分酸化されて活性化され、 NO_x の還元反応が進みやすくなり、結果的に、HC及び NO_x 浄化率が高まる」という作用効果は、 NO_x 吸収材と貴金属とを含む排気ガス浄化用触媒に追加した「Ce-Zr-P複酸化物」によって奏したものであって、排気ガスの酸素濃度を「2.0%以下、あるいは0.5%以下」となるように制御することによって奏したのではない。審決は、引用発明として、「HCが部分酸化されて活性化され NO_x の還元反応が進みやすくなり、結果的にHC及び NO_x 浄化率が高まる」との効果を認定しておきながら、その作用効果を奏するための必須の構成である「Ce-Zr-P複酸化物」を欠落して認定したものである。したがって、審決は、前記作用効果を奏するに必要な技術手段を認定していないこととなり、

審決の認定した引用発明を、引用例に記載された先行発明であると認定することはできない。

(2) 新規性、進歩性判断の誤りについて

正しい相違点を認定すると以下のとおりとなる。

【相違点1”】

NO_xトラップ材と浄化触媒に、補正発明は、Ce-Zr-Pr複酸化物を含んでいないのに対し、引用発明は、Ce-Zr-Pr複酸化物を含む点。

【相違点2”】

排気ガスのλが1以下のとき、補正発明は、浄化触媒入口における排気ガス中の酸素濃度を0.8～1.5vol%に制御するのに対して、引用発明は、浄化触媒入口における排気ガス中の酸素濃度を2.0%以下、又は0.5%以下に制御した点。

ア 新規性判断

補正発明は、リッチ燃焼運転時において、浄化触媒入口における排気ガス中の酸素濃度を0.8～1.5vol%に制御することにより、HCの部分酸化反応を誘発し、この部分酸化を利用してNO_xを還元させるものであるが、引用発明には、排気ガス中の酸素濃度を制御することにより、HCの部分酸化反応を誘発し、この部分酸化を利用してNO_xを還元させる点は記載されておらず、この点が周知技術であるとも認められない。一方、本願明細書には、触媒に「Ce-Zr-Pr複酸化物」を追加するとの記載や示唆はなく、この点が周知技術であるとも認められない。したがって、補正発明が「Ce-Zr-Pr複酸化物」を備えたものを含むものと認めることはできない。

よって、補正発明は、上記相違点1”において、新規性を有する。

イ 進歩性判断

引用発明において、「Ce-Zr-Pr複酸化物」は作用効果を導くための必須の構成要件であり、引用発明の技術課題の解決手段として設けられたものであることからすれば、この発明から「Ce-Zr-Pr複酸化物」を取り除くと、発明の技術的課題を解決することにはならず、引用発明に接した当業者が、「Ce-Zr-Pr複酸化物」自体、あるいは、成分としての「Zr」を取り除くことを想起するとは考え難い。

補正発明と引用発明とは、部分酸化反応を生起させる技術思想が全く異なっており、引用発明において、相違点2”に示されるようなO₂濃度に係る数値範囲を適用しようとする動機付けがあるとはいえない。